

## 森山花水木グランド開放使用規定

### (規定の設置)

第1条 栃惑定款第3条の規定に基づき、体育、レクリエーションの振興を図るため、会員以外に森山花水木グランド(以下「グランド」という。)の利用の希望者の為に、開放使用に関する規定を定める。

### (名称及び位置)

第2条 この規定で定める施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 森山花水木グランド
- (2) 位置 那須烏山栃惑プレジデントツ田野倉地先

### (管理)

第3条 グランドは、栃惑プレジデントツが管理する。

### (使用の許可)

第4条 グランドの使用を希望する者は、あらかじめ栃惑プレジデントツの許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 栃惑プレジデントツは、前項の許可を与えるときは、グランド施設の管理上必要な条件を付すことができる。

### (許可の取り消し及び停止)

第5条 次の各号の一に該当するときは、使用の許可を取り消し、又は、その使用を制限若しくは、停止することができる。

- (1) 使用者がこの規定に違反し、又はこの規定に基づく指示に従わないとき。
- (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設又は設備等をき損、汚損等のおそれがあると認められるとき。

### (使用料)

第6条 グランド施設の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、[別表](#)に定める使用料(グランド費と利用者負担費の合計金額)を納めなければならない。

- 2 使用料は前納とする。ただし、栃惑プレジデントツがこれによることが適当でないとき、又はこれによりがたいとき、又はこれによりがたいと認めるときは、この限りでない。
- 3 すでに徴収した使用料は、還付しない。ただし、栃惑プレジデントツが相当の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第 7 条 理事長は、使用者が当該施設を公用、公共用事業の用に供する場合において、使用料を納めさせることが適当でないと認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

(費用の負担及び賠償責任)

第 8 条 使用に関する一切の費用は、使用者の負担とする。

2 使用者が施設、設備、器具等を破損、汚損又は滅失したときは、不可抗力によるものを除くほか栃惑プレジデントの指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(使用に伴う損害の責任)

第 9 条 グランド施設の使用により、若しくはこの規定の規定に基づく処分により生じた損害及び事故については、栃惑プレジデントはその責を負わない。

(委任)

第 10 条 この規定に定めるもののほか、グランド施設の管理、その他この規定の施行に関して必要な事項は、栃惑プレジデントが定める。ただし、第 7 条の施行に関しては理事長が定める。

附 則

この規定は、平成 26 年 2 月 2 日から施行する。

別 表 (第 6 条関係)

森山花水木グランド施設使用料

(平成 26 年 2 月 2 日改定)

(単位：円)

料金区分	使用単位	使用料	備考
グランド費 (施設費)	貸切日 1日につき	10,000円	費用の減免については、本規定「細則」第 10 条に定める
	半日使用 正午を境に午前・午後 半日につき	5,000円	同上
利用者負担費 (プレーヤー費)	プレーヤー 1名につき	500円	同上
使用料：上記のグランド費（施設費）と利用者負担費（プレーヤー費）の合計金額			

## グランド管理運営 「細則」

平成 26 年 2 月 2 日

(目的)

第 1 条 この規則は、森山花水木グランド規定(栃惑プレジデント規定第 7 号。以下「規定」という。)第 10 条の規定に基づき、森山花水木グランド(以下「グランド」という。)の管理運営・その他、規定の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(要員)

第 2 条 グランドに要員責任者及び必要な要員を置く。要員責任者及び要員は、栃惑プレジデント「グランド管理委員会」より任ずる。

(業務管理)

第 3 条 グランドの業務管理を行う「グランド要員責任者」(以下「要員責任者」という)は、次の業務を行う。

- (1) グランド及び建物設備等の管理運営に関すること。
- (2) 使用許可に関すること。
- (3) 秩序維持に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げる業務のほかその設置目的を達成するため必要な事項

(開場の期間及び時間)

第 4 条 グランドの開場は 4 月 1 日から 11 月 30 日までとし、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、「要員責任者」は必要があると認めるときは臨時にこれを変更することができる。

(休場日)

第 5 条 グランドの定期休場日は、定めない。

- 2 要員責任者は、必要があると認めるときはグランドの全部又は一部について臨時に休場し、又は開場することができる。

(使用の許可、手続)

第 6 条 [規定第 4 条第 1 項](#)に定めるグランドの施設の使用許可を受けようとする者は、使用予定の前 7 日までに「グランド施設使用許可申請書」([第 1 号様式](#))を「要員責任者」に提出しその許可を受けなければならない。

- 2 「要員責任者」は前項の規定に基づき使用を許可したときは、当該許可をした者(以下「使用者」という。)に対し、グランド施設使用許可書([第 2 号様式](#))を交付するものとする。
- 3 使用手続きについては、「栃惑ホームページ」からの申し込み、電子メールでの許諾の連絡を原則とする。

(許可事項の変更又は取消の手續)

第7条 使用者が許可を受けた内容事項を変更しようとするときは、既に提出した「グランド施設使用許可申請書」(第1号様式)の「控書」にその変更内容を記載し、使用する2日前までに「要員責任者」に提出し許可を受けなければならない。この場合当該申請書は前条第2項の規定により交付を受けたグランド施設使用許可書を添えなければならない。

- 2 手続きについては、前条同様、「栃惑ホームページ」「要員責任者・電子メール」によるが、緊急を要する場合は、直接、「要員責任者」へ電話等で伝える事とする。

(使用許可書の携帯)

第8条 使用者はグランド施設を使用するときは、グランド施設使用許可書を携帯し、「要員責任者」の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(使用料の納入)

第9条 使用者は、グランド施設使用許可書と同時に発行する納入通知書により使用日までにグランド施設使用料を会計責任者に納めなければならない。

- 2 「要員責任者」は、使用者から後納の申請があった場合においては、相当の理由があると認めるときは、グランド施設使用料を後納させることができる。

(使用料の減免及び手續)

第10条 規定第7条の定めるところにより、次の各号の一つに該当する場合は、それぞれ当該各号に定めるところにより、グランド施設使用料の全部、又は一部を免除するものとする。

- 2 グランド施設使用料の免除を受けようとする者は、第6条第1項の規定によりグランド施設使用許可申請書を提出する際、あわせてグランド施設使用料減免の理由を申請書に記載、申し出なければならない。
  - (1) 栃惑プレジデントが主催して行う行事又は事業……全額
  - (2) 栃惑プレジデントが共催して行う事業又は栃惑プレジデントが後援する事業で理事長が認めるものに使用する場合……全額
  - (3) 栃惑プレジデントが主催して行う社会体育並びに社会教育事業等に使用する場合……全額
  - (4) 栃惑プレジデントが主催して行う事業に使用する場合……全額
  - (5) 栃惑プレジデントの関係する小中学生及び高校生の団体が、その所属する団体の承認を得て行う行事に使用する場合……全額

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責によらない理由で使用できなかったとき…全額
- (2) その他相当の理由があると認められるとき……全額

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、グランド施設使用料還付の申請を「要員責任者」に申し出なければならない。

(使用後の措置等)

第12条 使用者は、グランド施設の使用を終了し、若しくは使用を中止したときは、その使用に係る設備・器具等を原状に回復し、かつ清掃した後、使用後報告を「要員責任者」に連絡しなければならない。

(行為の制限)

第13条 グランド施設内において、次の行為を行うときは、あらかじめ「要員責任者」の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売及びこれに類する商行為
  - (2) テントその他これに類する施設の設備
  - (3) 貼紙、ポスター、立看板、懸吊幕、幟、アドバルーン、その他これに類する掲示
- 2 「要員責任者」は、前項の許可をするときは「グランド施設使用許可書」に記入させるものとする。

(使用者の遵守事項)

第14条 使用者は、使用中、栃惑係員の指示に従うとともに次の各号に掲げる事項を遵守し、施設の保護と危険防止に最善の注意をはらわなければならない。

- (1) グランドの施設設備等を滅失し、き損しないこと。
- (2) グランドにおける清潔及び整頓を保持すること。
- (3) グランドにおける拡声器及び放歌高唱等により平穩を害する行為又は風紀及び秩序を乱さないこと。
- (4) 使用する権利を他の者に転貸しないこと。
- (5) 所定の場所以外での喫煙、火気の使用をしないこと。
- (6) 使用を許可された施設又は備品以外は使用しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか係員が指示する事項

(管理委託等)

第15条 電気工作物保安管理業務、グランド施設の管理は業務委託により行うことができる。

附 則

この規則は、平成26年2月2日から施行する。

(第 1 号様式)

森山花水木グランド使用許可申請書

平成 年 月 日

N P O 栃 惑 プレジデ ン ツ 理 事 長 あ て

団 体 名

所 在 地

代 表 者 氏 名

印

森山花水木グランド規定 第 4 条の規定により、グランドを使用したいので、申請します。

目 的 (種目)				
人 員	男 女	人 人	計	人
責 任 者	住 所			電 話
	氏 名			
	日 中 の 連 絡 先			電 話
そ の 他	ク ラ ブ ハ ウ ス の 使 用 有 無 等			
摘 要				

〔注意〕

- 1 登録申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) スポーツ安全保険加入書の(写)、又は、健康保険証の(写)
  - (2) 小中学生及び高校生の団体にあつては、その団体の責任者の承諾書
- 2 登録申請書の記載事項に異動があつた場合は、速やかに栃惑プレジデ ン ツ に届けてください。
- 3 本申請書を2部作成の上(1部コピー可)、正本1部を提出。内容に変更のあつた場合は、(控)にその内容を記載の上、改めて提出の事。

(第2号様式)

### 森山花水木グランド使用許可書

平成 年 月 日

NPO 栃惑プレジデント 理事長 阿部 貞夫

グランド要員責任者 \_\_\_\_\_ 印

グランドの使用を、次のとおり許可いたします。

なお、この許可書記載の使用が、集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又はその構成員若しくは関係者の利益になると認められたときは、使用許可を取り消し、又は使用を停止します。

申請者	所在地 (住所)		使用 責任 者	住所	
	団体名及 び代表者 氏名			氏名	
	電話			電話	
使用日時	年 月 日	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
使用グランド					
使用目的					
備考					
許可条件					
注意事項					